

当基金の業務に係る商品先物取引法の規定

(業務の範囲)

第300条 委託者保護基金は、第270条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 第306条第1項の規定による一般委託者に対する支払
- 二 第308条第1項の規定による資金の貸付け
- 三 第309条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理
- 四 第310条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務
- 五 第311条第1項に規定する裁判上又は裁判外の行為
- 六 負担金（第277条第4項及び第344条第1項に規定する負担金をいう。次条第1項第2号において同じ。）の徴収及び管理
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(顧客財産の分離保管等)

第二百十条 商品先物取引業者は、商品先物取引業により生じた債務の弁済を確保するため、次の各号に掲げる財産については、その保全のため、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 商品市場における取引に関し、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物（主務省令で定めるものを除く。第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一条第一項において「委託者資産」という。）の価額に相当する財産（第三百条第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。） 委託者保護基金（第二百七十条に規定する委託者保護基金をいう。）に預託すること、商

品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することその他の主務省令で定める措置